

# めじろん共創応援基金 大分版クラウドファンディング事業

## 審査要項

(目的)

第1条 この審査要項は、一般財団法人おおいた共創基金が行う大分版クラウドファンディング事業の審査に必要な事項を定めるものとする。

(審査方法)

第2条 審査は、原則非公開で行う。

2 審査は、助成申請書に基づく一次審査、及びヒアリングに基づく二次審査により行われる。財団職員が点数をつける得点方式とする。

3 二次審査の対象は、一次審査における合計評価点の上位3団体とする。

(審査項目)

第3条 一次審査の審査基準は次に掲げる各項目（以下「審査項目」という）とする。

(1) 提案事業の内容

①社会性・地域性

団体の活動が十分な社会性を有したものであるか。地域のニーズや実情を反映できているか。

②新規性・先駆性

新たな取り組みや視点等の新規性・先駆性がみられるか。

③期待される成果

事業による現実的な成果目標が明確に認識されているか。

④確実性

実施スケジュール及び費用の支出予定、規模等の事業計画が明確に示されているか。

⑤自主性

自主的な事業か。

(2) 提案団体に関する内容

⑥組織・活動状況

事業を実施するための規模や能力が備わっているか。

⑦活動が団体の発展に役立つこと

団体の発展や継続的な展望が見込めるか。

2 二次審査の審査基準は次に掲げる審査項目とする。

①熱意

地域課題を見据えて自らが実施するという気概にあふれているか。

②実現可能性

課題解決に向けて論理的に整理されているか。

③表現力

言葉や身振り、時間配分、資料の作り方などが適切であるか。

(審査採点)

第4条 審査項目ごとに10段階で評価を行い、一次審査は70点満点で、また二次審査は30点満点で採点を行う。

区分	評価
大変良い	10点
良い	8点
普通	6点
劣る	4点
大変劣る	2点
審査不能	0点

2 第一次審査、第二次審査ともに、集計の際は各審査項目毎に最高点及び最低点を除いて合計する。

(判定方法)

第5条 一次審査及び二次審査の各審査員の総合評価点の上位3団体を本助成事業の採択団体とする。

(外部評価)

第6条 審査過程や事業評価については、定期的に外部評価員によって評価され、事業内容の改善を図ることに努める。

(補則)

第7条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。